様式第19号（第21条関係）

景観重要建造物（樹木）管理命令書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

河津町長　　　　　　　　　　　印

景観法第26条（第34条）の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、景観法第105条の規定により、30万円以下の過料に処せられることがあります。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | □景観重要建造物　　　　　　　□景観重要樹木 |
| 指定番号 | 第　　　　　号 |
| 指定年月日 | 年　　月　　日 |
| 景観重要建造物の名称  （樹木の樹種） |  |
| 所在地 | 河津町 |
| 命令の理由 |  |
| とるべき措置 |  |

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、河津町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)。

　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に河津町を被告(訴訟において河津町を代表する者は河津町長となります。)として、決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内で、当該裁決の日の翌日から起算して１年以内のときに、決定の取消しの訴えを提起することができます。